

第5回地球温暖化対策検討会における対応措置(案)の検討状況について

1 対応措置

項目		対応措置(案)	規制手法等	対応措置(案)の骨子(案)上での位置づけ	独自性	(参考)意見聴取団体	
産業部門	事業主に対する温室効果ガス排出量の算定・公表及び削減計画の策定等(運輸部門・民生部門を含む)	(県は温室効果ガスの削減に関して産業界とともに調査・研究する。)		4の3番目		(社)長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会 (社)長野県環境保全協会(長野県地球温暖化防止活動推進センター)	
		一定規模以上のエネルギーを使用する事業者は定期的に温室効果ガスの排出状況報告書、削減計画書(再生可能エネルギー、グリーン電力に関する項目を含む。)、実績報告書を作成、提出、公表する。	[義務付け]	5(1)アの2番目		(社)長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会 市長会・町村会 (社)長野県環境保全協会(長野県地球温暖化防止活動推進センター)	
		上記対象者以外も同様とする。	[努力義務]	5(1)アの1番目			
運輸部門	大口自動車保有者に対する使用合理化計画の策定等	一定台数以上の自動車を使用する事業者は定期的に自動車の使用状況報告書、使用合理化計画書、実績報告書を作成、提出、公表する。	[義務付け]	5(2)エの2番目		(社)長野県バス協会 (社)長野県トラック協会 長野県タクシー協会 (社)長野県経営者協会 (社)長野県環境保全協会(長野県地球温暖化防止活動推進センター)	
		一定台数以上の自動車を使用する事業者は低公害車・低燃費車を一定割合以上導入し、定期的に導入状況を届出、公表する。	[義務付け]				
	駐車場等でアイドリング・ストップの表示	一定要件以上の駐車場の設置者・管理者は、利用者にアイドリング・ストップの実施を周知する。	[義務付け]	5(2)ウの3番目		日本チェーンストア協会	
		上記対象者以外も同様とする。	[努力義務]	5(2)ウの2番目			
	アイドリングストップの実施	ドライバーに対してアイドリング・ストップを徹底する。	[努力義務]	5(2)ウの1番目		(社)長野県バス協会 (社)長野県トラック協会 長野県タクシー協会	
	マイカー通勤の削減	一定要件以上の事業所は従業員のマイカー通勤に伴う温室効果ガスの排出状況報告書、削減計画書、実績報告書を作成、提出、公表する。	[努力義務]	5(2)イ	県独自	(社)長野県経営者協会 労働団体 (社)長野県環境保全協会(長野県地球温暖化防止活動推進センター)	
	公共交通機関の利用促進・改善他	自動車の使用抑制や公共交通機関への利用転換等を行う。	[努力義務]	5(2)ア		(社)長野県バス協会 長野県タクシー協会 長野電鉄(株)、松本電気鉄道(株)、上田交通(株)、しなの鉄道(株)、JR(東日本、東海、西日本) 市長会・町村会	
その他	一定規模以上の自動車販売事業者は店頭において購入者に自動車(新車)に関する環境情報を提供、説明する。	[義務付け]	5(2)オの2番目		(社)長野県バス協会 (社)長野県トラック協会 長野県タクシー協会 (社)長野県自動車店協会		
	温室効果ガス排出量の少ない低公害車・低燃費車を購入、使用する。	[努力義務]	5(2)エの1番目				
民生部門	家電省エネ関連	一定規模以上の家電販売事業者は店頭においてエネルギー消費量の多い家電製品(エアコン、冷蔵庫等)に省エネラベルを表示し、購入者に説明する。	[義務付け]	5(3)の2番目		長野県電機商業組合 (大型家電販売店)	
		上記対象者以外も同様とする。	[努力義務]	5(3)の1番目			
		その他	(各主体の責務) 日常活動に関し、地球温暖化対策のために必要な措置をとるものとする。		2(2)		(社)長野県環境保全協会(長野県地球温暖化防止活動推進センター)
	建築物関係	建築時における環境配慮	一定規模以上の建築物の新築・改築等を行う建築主は温室効果ガス排出量に関する環境配慮計画書等(県産材、自然エネルギー、屋上緑化に関する項目を含む。)を作成、提出、公表する。	[義務付け]	5(4)の2番目		(社)長野県建築設計事務所協会 (社)長野県建築士協会 (社)長野県建設業協会
			上記対象者以外も同様とする。	[努力義務]	5(4)の1番目		
	冷暖房温度の設定	(各主体の責務) 事業活動に関し、地球温暖化対策のために必要な措置(適切な室内温度の設定、屋上の緑化等)をとるものとする。		2(2)		(社)長野県経営者協会 市長会・町村会	
ヒートアイランド対策・都市緑化					市長会・町村会		
環境教育関連	県は、地球温暖化対策に関する環境教育・環境学習を幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象に、学校・職場・地域・家庭など、あらゆる機会を通じて、市町村・県民・事業者等との協働により推進する。			5(5)ア		(社)長野県環境保全協会(長野県地球温暖化防止活動推進センター)	

項目		対応措置(案)	規制手法等	対応措置(案)の骨子(案)上での位置づけ	独自性	(参考)意見聴取団体
24時間	環境対策計画の策定等	24時間営業を行う事業者は定期的に温室効果ガスの排出状況報告書、削減計画書(再生可能エネルギー、グリーン電力に関する項目を含む。)、実績報告書を作成、提出、公表する。	[義務付け]	5(1)イ(ア)の2番目		(社)長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会 長野県商店会連合会 長野県商店街振興組合連合会
	営業時間の削減	市町村の申し出を受けて県が地域指定し、市町村と関連業者が協定を締結する。その場合には県が公表する。	[協定締結]	5(1)イ(イ)	県独自	日本フランチャイズチェーン協会 日本チェーンストア協会 長野県石油商業組合 市長会・町村会
自販機	環境対策計画の策定等	自動販売機を設置する事業者は定期的に温室効果ガスの排出状況報告書、削減計画書(再生可能エネルギー、グリーン電力に関する項目を含む。)、実績報告書を作成、提出、公表する。	[義務付け]	5(1)イ(ア)の2番目	県独自	長野県食品自動販売機協会 全国清涼飲料工業会 日本自動販売機工業会 日本自動販売協会 長野県自動販売機事業者連絡会 市長会・町村会
	設置台数の削減 屋内設置の推進	市町村の申し出を受けて県が地域指定し、市町村と関連業者が協定を締結する。その場合には県が公表する。	[協定締結]	5(1)イ(イ)	県独自	
再生可能エネルギー	電力事業者	電力事業者は再生可能エネルギーの導入計画書(エネルギーの種類が分かるもの)、実績報告書を作成、提出、公表する。	[義務付け]	5(1)ウの1・2番目		(株)中部電力、PPS事業者
	電力需要者	一定規模以上のエネルギーを使用する事業者は定期的に温室効果ガスの排出状況報告書(再生可能エネルギー、グリーン電力に関する項目を含む。)、削減計画書、実績報告書を作成、提出、公表する。(再掲)	[義務付け]	5(1)アの2番目		
	再生可能エネルギーの利用促進 (マイクロ水力発電、太陽光・熱の利用、風力発電、バイオマス等)	公的機関(地方公共団体)は率先して再生可能エネルギーを購入・活用する。	[努力義務]	5(6)の2番目		市長会・町村会
		県民、事業者等は再生可能エネルギーを優先的に利用する。 県は県民、事業者等が再生可能エネルギーを導入するために必要な情報提供・財政支援を行う。	[努力義務]	5(6)の1番目 4の2番目		(株)中部電力、PPS事業者 長野県ガス協会 (社)長野県LPガス協会 長野県石油商業組合 長野県林業団体協議会(窓口) 市長会・町村会
	エネルギー供給者 (電力事業者を除く)	一定規模以上のエネルギー供給者は再生可能エネルギーの導入計画書、実績報告書を作成、提出、公表する。	[義務付け]	5(1)ウの2番目	県独自	長野県ガス協会 (社)長野県LPガス協会 長野県石油商業組合
		上記対象者以外も同様とする。	[努力義務]	5(1)ウの1番目		
森林	県産材の利用促進	(「長野県ふるさとの森林づくり条例」で対応する。)				長野県林業団体協議会(窓口)
	観光旅行者	観光旅行者その他の滞在者及び旅行関連事業者は地球温暖化対策に協力するものとする。	[努力義務]	2(2)		(社)長野県生活衛生同業組合連合会(長野県ホテル旅館生活衛生同業組合) 長野県ペンション振興協議会 日本観光旅館連盟(長野支部) 長野県旅行業協会 (社)日本旅行業協会(長野誘致仕入連絡会) (社)全国旅行業協会
廃棄物等	レジ袋の削減他	県、市町村、県民、事業者等は廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用や適切な処理により温室効果ガスの排出を抑制する。	[努力義務]	5(7)		グリーンコンシューマー信州 (社)長野県環境保全協会(長野県地球温暖化防止活動推進センター)
	その他	県は、消費者がグリーン購入を推進するために必要な情報の提供を行う。	[努力義務]	4の4番目		

民生部門

2 その他の検討項目

項目	検討内容	検討項目の 骨子(案)上での 位置づけ	(参考)意見聴取団体
条例の見直しに関すること	県は、定期的に条例を見直す。	7	
県民計画に関すること	県は、県民計画について定期的に目標の設定、実施主体の特定、進捗状況の公表を行う。また、第三者機関による評価を行う。	3 の3番目	
顕彰に関すること	県は、地球温暖化対策に積極的に取り組む者が、社会や市場で適切に評価されるよう顕彰を行う。(ステッカーの表示等)	6 の1番目	
支援・助成に関すること	県は、地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な助成・税制その他の経済的措置に関する調査・研究を行い、必要な施策を実施する。	4 の3番目	
	県は、地球温暖化の防止に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずる。(NGO、NPO等の実施団体に必要な支援を行う。)	4 の2番目	
市町村に関すること	県は、市町村が自然的条件、社会的条件を踏まえた地球温暖化対策に取り組むに当たって、情報提供等を行う。	4 の4番目	市長会・町村会
広報・啓発に関すること	県は県地球温暖化防止活動推進センターと協働して、温暖化の防止に関する活動を行う意欲を増進したり、学習したりするなど、啓発するための必要な措置を講じ、事業者及び県民の温暖化の防止についての理解を深める。	5(5)イ	(社)長野県環境保全協会(長野県地球温暖化防止活動推進センター)